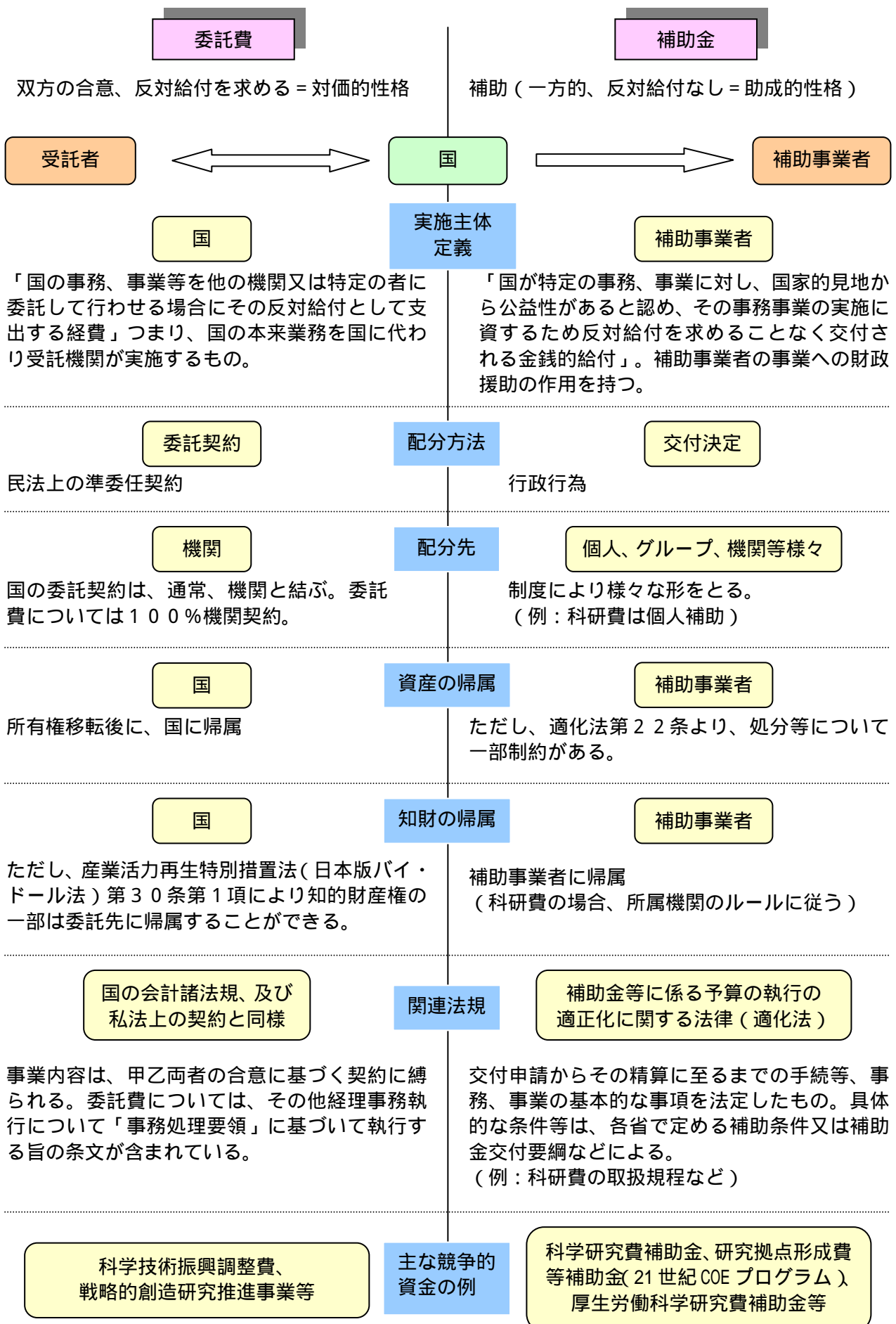


## 委託費と補助金の違い



## 参考事例

### (1) 委託業務の従事者と知的財産権等

産業活力再生特別措置法(日本版バイ・ドール法)を適用した委託費の成果物である特許等の知的財産権は、受託機関に帰属することとなるため、受託機関に知的財産権等が帰属されていることが条件となり、委託業務に従事する者は、受託機関の職員発明規程等に基づき、知的財産権等の帰属を約する必要がある。

### (2) 人件費の委託費負担

委託費は、「国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費」ですので、委託業務に従事する者(国又は地方公共団体等から人件費が支出されている者を除く)の人件費は、委託費で負担することが出来ますが、委託業務以外の業務(科研費等)に従事したときの人件費は、委託費では負担しません。